

令和5年度
事業計画書

社会福祉法人平取福祉会

- ①本部拠点区分
- ②障害者支援施設すずらん拠点区分
- ③特別養護老人ホーム平取かつら園拠点区分
- ④軽費老人ホームケアハウスしずか拠点区分
- ⑤相談支援事業所なないろ拠点区分
- ⑥認知症対応型こころのホームふれない拠点区分

目 次

- 1 平取福祉会の事業執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～5
 - (1) 法人の基本理念
 - (2) 経営の基本方針
 - (3) 重点課題
 - (4) 各拠点区分

- 2 障害者支援施設すずらん拠点区分事業計画・・・・・・・・・・ 5～8
 - (1) 障害者支援施設すずらん(施設入所)
 - (2) 障害者支援施設すずらん(生活介護)
 - (3) 就労継続支援事業所さるがわ
 - (4) 共同生活援助事業所せきえい
 - (5) 年間行事計画
 - (6) 研修計画
 - (7) 防災計画

- 3 特別養護老人ホーム平取かつら園拠点区分事業計画・・・・・・・・ 8～10
 - (1) 特別養護老人ホーム平取かつら園
 - (2) 平取かつら園短期入所生活介護事業所
 - (3) びらとりデイサービスセンター通所介護事業所
 - (4) 年間行事計画
 - (5) 研修計画
 - (6) 防災計画

- 4 軽費老人ホームケアハウスしずか拠点区分事業計画・・・・・・・・ 10
 - (1) 事業内容
 - (2) 年間行事計画
 - (3) 研修計画
 - (4) 防災計画

- 5 相談支援事業所なないろ拠点区分事業計画・・・・・・・・・・ 11～13
 - (1) 事業内容
 - (2) 会議・研修計画

- 6 認知症対応型共同生活介護事業所
こころのホームふれない拠点区分事業計画・・・・・・・・・・ 13～14
 - (1) 事業内容
 - (2) 年間行事計画
 - (3) 地域推進会議(地域との連携)
 - (4) 研修計画
 - (5) 防災計画

1 平取福祉会の事業執行方針

(1) 法人の基本理念

障害者総合支援法のもと、障害の有無にかかわらず個人の尊厳を尊重し、地域社会で日常生活や社会生活を営むための支援を受けられる。また、介護保険法制度のもと個人の尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。

(2) 経営の基本方針

財政的にも、人材の確保の面においても厳しい状況が続いておりますがそうした中でも質の高い福祉サービスが求められるのみならず多岐にわたるサービスを提供していかなければならないと考えております。また、新型コロナウイルス感染症については、感染症分類が5類に変更されるとはいえ、収束したわけではないことから、引き続き、危機管理対策を講じていかなければならないものと思っております。

更には、各施設の改修工事やグループホームの拡充並びに新規施設整備事業についても、事業計画に基づき実施してまいります。なお、これらの事業を実施するにあたり国、道の補助金及び民間の補助金等も見込んだ中で実施することとしておりますが、その費用については多額となることから積立資産の計画的な活用とともに不足分については、ハード、ソフト事業を含め平取町に対し必要な資金要請を行ってまいります。

また、今後における収入に対しての支出の多くは人件費が70%以上占めることから、その見直しも今後の検討課題としていかなければなりません。処遇改善加算等を活用し職員の処遇を改善しながら、色々な観点から協議を進め、職員同士の格差や不公平・不満がもたれないようにと考え実施してまいります。

その他、定年の延長もしくは定年制の廃止が努力義務とされていることから、熟練されたベテラン職員が引き続き働いていけるような環境作りも早急な課題と思われれます。

(3) 重点課題

- ①各種研修会等へ積極的に参加し、情報の早期収集に努め、制度改正に迅速に対応します。
- ②物価の高騰もあり、ますます厳しさを増す経営状況であることから引き続き事務・事業の効率化に努めます。

- ③将来にわたって質の高い法人経営が出来るよう経営基盤の確立に努めます。
- ④大規模な施設整備事業を行う場合は財源確保に向けた資金要請をしてまいります。
- ⑤新型コロナウイルス感染症をはじめとする、感染対策並びに予防対策に努めます。
- ⑥コンプライアンスの遵守に努めます。
- ⑦BCP(業務継続計画)を作成し、遂行いたします。

(4) 各拠点区分

①法人本部拠点区分

適正な人事管理を行うため本部事務局を中心に労務管理等を行います。さらに、各拠点区分での支援・介護内容の安定・向上を図るため採用から若手・中堅の研修制度や人事考課を含め、外国人人材の導入も視野に入れながら、長期的な人材確保と育成を目指し、職員を中心とした本部機能の構築を進め、法人改革を引き続き実施します。

また、予算執行管理についても適宜把握しながら法人全体の経理を管理し、新事業やコロナ対策に努めながら各施設・事業所との連携を密にし、法人全体の運営強化に努めてまいります。

②障害者支援施設すずらん拠点区分

昨年度より給食業務については、民間委託へ移行し、経費の節減及び調理員の確保の解消を実施したところでございます。

障害者支援施設すずらんについては、事業計画に基づき、急がれていた共同生活援助事業所せきえいのグループホームが無事完成し稼働いたします。資金については、国や町の補助金のほか、JAバンクより借入れをしたため、家賃収入などにより向こう10年返済してまいります。また、本町地区に新たなグループホームの展開を望む声もあり、就労継続支援B型事業所さるがわの就労状況なども考慮しながら、整備等の事業実施に向けた取組みとして、平取町及び各関係機関と連携や協議をしてまいります。

③特別養護老人ホーム平取かつら園拠点区分

特別養護老人ホーム平取かつら園の利用者全体のADL(日常生活動作)低下等から長期入院が増え一定の稼働を維持することが困難となっており依然と厳しい経営状況となっております。今後の対策として職員配置を強化することとし、更には、平

取町国民健康保険病院との連携を密にし、利用者並びにご家族に信頼されるための対応策を構築してまいります。また、社会的使命として退所者が出た際には早急な入替えを行い、空きベッドをつくらぬよう包括支援センターや居宅介護支援事業者等の関係機関と連携を密にし、高い稼働率を維持することに努めます。

デイサービスにつきましては、コロナ感染予防に配慮しながら週5日の運営としていましたが、町民からの強い要望もあり土曜日にも稼働することといたしました。現状の職員数で稼働することで幾分収入の増加が見込めますが、職員の負担の増加が懸念されることから、利用人数を制限しての稼働を考えております。

また、町、地域における公益的活動の取り組みとして、地域交流サロンについては、新型コロナウイルスにより休止していましたが、今年度は感染症分類が変更されることもあり、感染対策をしながらの再開を視野に検討してまいります。

④軽費老人ホームケアハウスしずか拠点区分

開設から18年を経過し、施設の経年劣化のために、大きな施設整備としてボイラーの交換を見据えながら各関係機関との協議を進めることとしております。また、各居室と事務所を結ぶナースコールシステムが不具合を起こしていることから、8年リースによる取替を予定しています。

本部事務局との兼務兼業に基づき入居者との一層のコミュニケーションと信頼関係に配慮しなければならないものと考えております。今後においても、なお一層厳しい運営が強いられるものと思っておりますので、見直しや検討を継続してまいります。

⑤相談支援事業所なないろ拠点区分

相談支援事業所なないろにつきましては、令和3年より平取町障がい者基幹相談センターとなり、一層な障害児(者)や生活困窮者の自立相談支援及び障害支援区分認定調査を行ってまいります。

⑥認知症対応型共同生活介護事業所

こころのホームふれなないろ拠点区分

認知症グループホームこころのホームについては、地域密着型で平取町の町民が利用できる施設として、特に在宅生活が困難を極める方々を施設内で介護員とともに生活することがで

き、特に利用者の尊厳を重視しながら日々の生活を支えていくこととしています。現在、入居待機者も多く、残る1ユニットの稼働を求められています。稼働にあたっては介護人材の確保が大きな課題ではありますが、人材の確保に努め、できるだけ早い時期に稼働できるよう、準備室を設け慎重に準備を進めてまいります。なお、経営面等については、引き続き平取町に支援を求めてまいります。

2 障害者支援施設「すずらん」拠点区分事業計画

(1) 事業の基本理念

住み慣れた地域で地域の一員として理解され、地元で愛される障害者施設・事業所としての構築と利用者及び地域住民とが、共に生きる「共生」を合言葉にし、健康で心豊かな生活、生きがいの持てる生活などを分かち合える生活・事業所を目指します。

(2) 事業所の基本方針

- ①平取福祉会事業執行方針を遵守し公平・厳正な経営に努めます。
- ②明るい施設・事業所づくりを目指し、利用者と職員のふれあいを大切にするとともに職員相互の信頼関係を深めます。
- ③常に地域の中に溶け込み、地域福祉・障害者福祉の中心的役割を果たすよう努めます。
- ④職員は、利用者の自活又は社会自立を目指し、生活支援や作業支援及び相談支援の充実に努めます。
- ⑤職員は、生産活動による収益の増大を図るための知識や技術の向上に努めます。

(3) 障害者支援施設「すずらん」(施設入所)

生活面で自立を希望している利用者に居住の場を提供し、自立と日常生活の充実に努めます。

また、後述する共同生活援助事業所「せきえい」の拡充を図っていく上で、施設入所の定員を削減し、「すずらん」「せきえい」の居住系事業の定員を総体的に捉え確保していくよう努めます。

(4) 障害者支援施設「すずらん」(生活介護)

利用者の心身の状況に応じた生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、また、介護や介助をサービスの基本に捉え、状況に応じて軽作業も取り入れ、健康の維持増進と合わせ

て、安心・安全でゆとりのある生活環境の確保に努めます。

(5) 就労継続支援 B 型事業所「さるがわ」

就労の場を提供し、その他の活動を含め生きがいと充実感を持って、自己実現できるよう支援に努めます。

平取町国民健康保険病院の清掃、ニセウエコランドの運営管理、振内鉄道記念館及びライダーハウスの清掃等、委託事業を継続するほか、二風谷アイヌコタンカフェ「アリキキ」や施設内作業である木工事業の充実に努めます。

また、当法人他施設の清掃業務、町内事業所の施設外支援も継続し、利用者の工賃増及び一般就労の足掛かりになるよう支援に努めます。

なお、農産部門については、利用者の高齢化等により継続は困難と判断し、農地の空き地については、町内の農業者に有効的に利用していただきたく、平取町農協に働きかけてまいります。

(6) 共同生活援助事業所「せきえい」

生活面で自立を希望している利用者に居住の場を提供し日常生活上の援助をしながら地域性・社会性・人間性の向上とともに、安心で安らぎのある生活の場を提供できるように努めます。

既存のグループホームの老朽化への対策を行いつつ、グループホームの拡充を図るため、かねてから準備を進めておりました新グループホームの建設も令和 4 年度末に終え、令和 5 年度 4 月より稼働することになりました。

今後も平取町をはじめ関係機関と協議を行いながら本町での稼働も視野に入れ、サービスの充実化を進めてまいります。

(7) 年間行事計画

月	施設行事等	地域行事
4 月	開園記念日 春の環境整備	
5 月	花見会 特定がん検診 健康診断	
6 月	避難訓練・消火訓練 野外食	すずらん鑑賞会出店・見学 振内小学校運動会見学
7 月		平取かつら園祭り出店
8 月	利用者夏期休暇	ふれあい広場出店・見学 平取町長杯パークゴルフ大会

		運営
9月	避難訓練(夜間・自然災害想定)	びらとり食の祭典出店・見学 振内八幡神社祭典見学 平取農協杯パークゴルフ大会 運営
10月	秋まつり	振内体育館まつり参加 エコランド杯パークゴルフ大会運営
11月	利用者健康診断	振内町文化祭見学
12月	もちつき会 クリスマス会 利用者冬期休暇	
1月	利用者冬期休暇	
2月	冬季レクリエーション	
3月	避難訓練(夜間・自然災害想定) 日中活動年度末慰労会	
その他	※3月避難訓練～せきえいの町内にあるグループホームのみ実施。 ※せきえい～町内外出等余暇支援は都度計画する。 ※朝会、誕生会、血圧・体重測定及び嘱託医の訪問診療を毎月実施する。 ※外出旅行～体制、日程など実行委員により協議し実施する。	

(8) 研修計画

職員の資質と職務能力の高揚を図るとともに、識見を深め利用者の支援・介護サービスの向上を図るため、施設内研修及び、施設外研修を計画的に行います。

施設内研修では、施設運営、利用者支援・介護などの技法・技術や日常の勤務の反省・改善等の研修を計画的に実施します。また、外部講師による研修も随時開催します。

施設外研修では、リモートでの研修を含めて、全国・全道社会福祉協議会、障害者福祉施設団体等の主催する研究大会、研修会、講習会に積極的に参加し、資質の向上・研鑽に努めます。また、他施設の視察なども取り入れたいと思います。施設外研修においては、終了後に復命書の提出とともに、会議等により報告し情報の共有に努めます。

また、自主的・個別的研修についても積極的に推進するとともに、各種資格取得についても、積極的に取り組むよう推奨します。

(9) 防災計画

非常災害計画に沿って災害発生時に迅速かつ適切に避難できるよう、定期的に防災訓練を実施するとともに、消防署等関係機関と連携し、防災意識の高揚に努めます。併せて防災用食品・物品の備蓄を行います。

3 特別養護老人ホーム平取かつら園拠点区分事業計画

(1) 特別養護老人ホーム平取かつら園

特別養護老人ホームは、入所者の平均介護度は現在 4.2 と高くなってきていることや胃婁の方についても入所者数の約一割を占める状況化となっており、年々重度化の傾向にあります。人間は最後まで尊厳が守られた生活をするべきであり、それを支援するのが施設の役目であり、職員一人ひとりが思いやりと緊張感をもって入所者の健康維持・向上に努め、状態の変化には迅速に対応し、人生の最終章まで利用者の尊厳を守っていきます。

さらには、依然として収束の先が見えてこない新型コロナウイルス感染の対策につきましても万全を期してまいります。

また、社会的使命として退所者が出た際には新規入所までの期間、部屋を空けておくことは望ましくない状態であることを理解し、包括支援並びに居宅事業所、平取町国民健康保険病院とも連携を密にして98%の稼働率を維持することに努めます。

(2) 平取かつら園短期入所生活介護

短期入所生活介護(ショートステイ)は、利用人数一日平均4.0名を目標に、利用者の心身状況や個性を理解した援助に努め、利用者・ご家族・居宅介護事業所との良好な関係を築き緊急時にも対応、満足度の高いサービスを提供することに努めます。

(3) びらとりデイサービスセンター通所介護事業所

デイサービスセンターは、利用者の心身の状態に応じて、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の低下防止と維持向上並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、日常生活上必要な介護と機能訓練、生活指導を行い、生きがいをもって明るく、楽しく、安心した生活が維持できるように、質の高い介護サービスの提供に

努めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い感染予防に配慮し週5日の運営をさせていただいておりましたが、利用者の方々のニーズに対応していくため令和5年度より土曜日の受け入れを15人を目処に再開し、平日は1日平均25名を目標に週6日の運営といたします。

(6)年間行事計画

月	かつら園	びらとり デイサービスセンター
4月	・開園記念日・入所者健康診断	・健康づくり週間
5月	・花見の会・母の日	・お花見週間
6月	・避難訓練(日中想定)・父の日・焼肉昼食会・ドライブツアー	・焼肉週間
7月	・かつら園まつり	・かつら園まつり
8月	・ドライブツアー	・七夕週間
9月	・敬老会	・敬老週間
10月	・避難訓練(夜間想定)・紅葉見学会・入所者健康診断	・文化祭作品制作
11月	・町民文化祭見学・茶話会・鍋昼食会・入所者予防接種(インフルエンザ)	・収穫祭
12月	・もちつき会・クリスマス会・茶話会・大晦日行事(年越し会)	・クリスマス週間
1月	・新年交礼会・茶話会	・新年親睦週間
2月	・節分(豆まき)・鍋昼食会・茶話会・	・豆まき週間
3月	・茶話会・ひなまつり・避難訓練(自然災害想定)	・一年間通所ご苦労様週間

※毎月-誕生者祝い行事

※毎月-誕生会

(7) 研修計画

職員の資質と職務能力を高めるとともに、識見を深め利用者の介護サービスの向上を図るため、介護技術・医療の知識や福祉制度等の知識を習得し根拠に基づいたサービス提供ができる職員を育成するため、研修計画を作成し、計画的に研修を実施します。

(8) 防災計画

消防計画及び防災対応マニュアルに基づき、火災、地震、水害等の災害に対し、常時介護を必要とする利用者、職員及び関係者の生命、身体の安全を確保し、適切な判断、行動ができるよう、定期的

に防災訓練を実施し全職員に周知徹底を図る。また、災害に係る備蓄用品等の整備も行い非常時に備える。

※内容については防災対応マニュアルを参照

4 軽費老人ホームケアハウスしずか拠点区分事業計画

(1) 事業内容

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、かつ、家族の援助を受けることが困難な者に対して無料又は低額な料金で、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活の便宜を提供することにより、安心して生き生きと明るく生活できるようにすること。

(2) 年間行事計画

①行事について

番	月	行事名
1	5	花見会
2	7	居酒屋しずか
3	9	敬老会
4	12	クリスマス会
5	1	正月

②レクリエーション活動・認知症予防対策事業随時実施

(3) 研修計画

職員の資質向上と視野拡大を図るため、専門分野等の研修会に参加し、自己研鑽に努めます。

(4) 防災計画

防災対策として、災害発生時に迅速にかつ適切に避難できるよう、定期的に防災訓練を実施するとともに、消防署等関係機関と連携し、防災意識の高揚に努めます。併せて防災用食品・物品の備蓄を行います。

5 相談支援事業所なないろ拠点区分事業計画

(1) 事業の基本理念

障害者、障害児及びその保護者の支援を行う関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、障害者が安心して暮らせるために、地域のネットワーク体制への協力や権利擁護の活用等、障害者の生活全般に係る相談支援体制の整備を図ります。

(2) 事業の基本方針

- ①利用者等が自立した生活または社会生活を営むことができるよう努めます。
- ②利用者等の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づいた適切な障害福祉サービス等が、それぞれの事業所から効率的に提供されるよう努めます。
- ③利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って提供される障害福祉サービス等が、特定の種類や特定のサービス事業者に不当に偏ることの無いよう、公正中立に行うよう努めます。
- ④事業の実施にあたっては、関係市町村や他の障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。

(3) 相談支援事業の概要及び内容

1) 事業概要

基本相談支援、計画相談支援等を通し、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて定期的な状況確認等の支援いたします。また常時の連絡体制を確保し、地域の関係機関(行政・福祉サービス事業所・一般企業等)との連携及び協力体制を取りながら必要な支援を行います。

2) 事業内容

①基本相談支援

すべての障害者(児)等に対し基本的な相談支援を行い、必要に応じて行政及び福祉サービス事業所等と連携を図ります。

②指定特定相談支援事業

○計画相談支援

- ・サービス利用支援：障害福祉サービスを利用する方に対して、サービス等利用計画の作成を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・継続サービス利用支援：定期的に利用状況の確認と必要に

応じて計画の見直しを行います。

③指定一般相談支援事業

○地域相談支援

- ・地域移行支援：障害者施設や精神科病院等に入所及び入院をしている方に対して、地域移行生活に向けた相談支援と、併せて地域移行支援計画の作成をいたします。
- ・地域定着支援：施設・病院からの退所・退院、または家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方に対し、電話等により常時の連絡体制を確保し、相談支援と地域定着支援計画の作成をいたします。

④障害児相談支援事業

○障害児相談支援

- ・障害児支援利用援助：障害児通所支援を利用する方に対して、障害児支援利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・継続サービス利用支援：定期的に利用状況の確認と必要に応じて計画の見直しを行います。

⑤利用者負担額等の受領事務

⑥支援費請求業務

⑦緊急時等における相談及び必要な支援連絡手段の確保をいたします。

⑧苦情処理に関する業務

- ・法人本部に「苦情解決委員会」を設置し解決にあたります。
- ・相談において他の事業所の苦情については、ご本人の許可をもらい該当する事業所の苦情解決委員に報告し、解決にあたります。

⑨事業統計の作成

⑩生活困窮者支援

日高管内の生活困窮者自立相談支援事業の構成員として活動いたします。

⑪困難事例への対応及び留意事項伝達目的の会議

基幹相談支援センターが実施する事例検討会及び報告会をいたします。

(4) 令和5年度 会議・研修等計画

月	会議・研修
毎月	日高圏域相談支援事業連携会議 日高管内生活困窮者自立相談支援事業連携会議 報告・連絡会議

	その他必要に応じて
随時	個別支援会議（支援困難ケース事例検討含む） 相談支援専門員フォローアップ研修 就労準備支援連携会議 日高圏域福祉人材育成研修 虐待防止関係及び差別解消法に関する研修 その他必要に応じて
3月(流動的)	地域自立支援協議会

6 認知症対応型共同生活介護事業所

こころのホームふれない拠点区分事業計画

(1) 事業計画

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等、その他日常生活の世話及び心身の機能回復訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるよう、生活機能の維持向上に努めます。

なお、現在1ユニットの稼働のみとしておりますが、入居申込も多く待機者が増えていることから、今年度は2ユニット目の稼働に向け準備を進めてまいります。

(2) 年間行事計画

月	行 事 名
5	花見会 家庭菜園準備～苗植え
6	振内小学校運動会見学
8	花火鑑賞
9	敬老祝賀会
10	紅葉見学ドライブ 収穫祭 振内保育所園児訪問
11	振内地区文化祭見学
12	クリスマス会 年越し会
1	新年交礼会
2	節分
3	ひなまつり
随時	地元町内会事業への参加、地域保育所・学校との交流等 運営推進会議（年6回） 防災訓練（年2回程度）

誕生会、居酒屋こころ(年3～4回)、焼肉会(年3～4回) 町内散歩(ニセウエコランドなど)、健康診断(年2回)
--

(3) 地域推進会議

認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとして、サービスの質の確保を図ることを目的として運営推進協議会を設置し、会議では、活動報告、評価、要望、助言等について聞く機会を設け、記録を作成するとともに事業所内で閲覧に供します。

運営推進会議の構成員は、利用者の家族、地域住民の代表者、平取町福祉行政職員や地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する方などを委員とし、2ヶ月に1回以上会議を開催します。

(4) 研修計画

職員は、認知症対応型共同生活介護事業を実施するうえで、必要な知識及び職務能力を高めるため、計画的に研修の機会を与えるとともに、職員個人・グループの自主研修及び必要な文献の購入なども進めてまいります。

(5) 防災計画

防災に関して、利用者が安全な日常生活を過ごすことができるよう、避難等を含むマニュアルを作成し、職員一人ひとりの防災意識を高め、また、日高西部消防組合、防災設備事業所などの協力を得ながら、定期的に防災訓練を実施していきます。